

## 地域母子保健サービスの充実について

沢田俊一郎（茨城県衛生部技監兼県立こども病院長）

松谷有稀雄（茨城県衛生部保健予防課課長）

浅野 幸子（茨城県衛生部保健予防課係長）

### はじめに

母子保健法の制定以来20年を経過したが、その間に種々の関係施策が実施され、効果を上げてきた。しかし地域においてはなお多くの課題をかかえ、もう一步の踏みこみが出来ない状況が見られる。本県の場合も、一通りの施策は整備されているものの、内容においては更に検討を要するものが少なくない。特に課題とされる点は、県内各地域間の格差を縮小することと、健診・指導・治療に関する体系の確立であると思われる。昨年度の本研究結果を基礎にして、サービス内容の向上に関する本年度成果を報告する。

### 1. 地区組織の育成と関連行政機関の連携

地域母子保健サービスの向上にとって、地区の組織は甚だ重要である。本県においても従来から愛育班員や母子保健推進員による活動が、一部地域で活発におこなわれて来たが、市町村格差は大であり、効率もよいとは云えない部分も見られた。

一方地区の組織としては、衛生部関連のもの以外に多数のものがあり、各種の相談員をはじめ、交通安全母の会や学校 PTA など、各々独自の働きを展開している。このような行政の縦割りをとりはらって、「健全な母子の育成」を共通の目的として、大同団結して活動することが効果を著しく高めるものと思われる。本年度から3年間の継続事業として、茨城県で開始された「のびのび子育て」事業は、その一步を画したものとして評価される。従来衛生部保健予防課、生活福祉部婦人児童課、教育庁社会教育課で各々実施されていた関連事業を、各予算を持ち寄って協同の受け皿で活動しようとする

ものである。事業内容としては、集団健康診査等の場を利用して、ビデオや育児カレンダーなどによる集団ないし個人指導を実施するほか、毎年100名づつ「子育て相談員」を養成することによって、核家族化した家庭の需要に対応する効果をねらっている。この運動を嚆矢して従来やゝもすれば横の連携が不十分であった行政各機関の協同作業が推進されることが期待され、例えば障害児家庭への訪問指導なども、保健所・福祉事務所・教育委員会などが十分な連携姿勢のもとに実施し得るよう企画されるべきであり、地区組織の育成も各部局をこえた視点からすすめられるよう考慮したい。

### 2. 保健所二次検診と事後指導体系

本県において研究事業として試行した保健所における二次検診を、これ迄の実績に基づき、対象を拡げて実施した。水戸市を中心とした県央から県北にわたる那珂湊・常陸太田・常陸大宮・日立・高萩の5保健所管内で、乳幼児健診で所見ありとされた児のうち専門的対応を要すると判断されたものを対象として二次検診を実施した。検診チームは小児科医師・小児精神科医師・臨床心理士の構成による。7月から12月までの6カ月間に合計118例について実施したが、実数は77例で41例は再検数である。内容は附表に示す如く、言語遅滞・精神発達遅滞・運動機能の異常が多い。これらの例は保健所保健婦によって継続指導がなされ、医療機関や関連施設等による検査・治療や指導の対象となる。この二次検診は既に保健所の母子クリニックの重要な部分を占める実績をあげており、管内市町村からも高い評価を得ているので、今後対象地域を拡大していくとともに、対象とする異常

疾病の種類を増す方向も考えられる。対象児の継続管理指導もあわせて、将来の保健所業務として定着する可能性があると思われる。

附表 保健所二次検診対象 昭和60年7月～12月

主訴	年齢						計
	0歳	1	2	3	4	5	
運動機能異常	3	4	1	3	2		13
精神発達遅滞			6	6	4	1	17
言語発達遅滞			9	8	3		20
自閉的傾向			5	1			6
痙攣発作		2		2			4
栄養障害	3		2				5
染色体異常疑	2			1			3
身体的異常	3	2		3	1		9
計	11	8	23	24	10	1	77

### 3. 県立こども病院と地域母子保健事業

本年県立こども病院が開設され、7月から業務を開始した。これまでに小児医療専門施設として全国に18の同種施設が建設されているが、各々地域のニーズにもとづく特徴を備えている。本県においては、新生児医療の改善並びに小児医療の中核的施設としての機能を県全域にわたって果すことを目標としている。したがって地域の母子保健事業についても設立当初から積極的な関与を計画し、特に医療機関と保健行政機関との連携窓口としての役割を重視した。このため、病院内に保健婦・病歴士・図書司などよりなる「情報企画室」を置き、対外情報交換の場所とした。診療に関する紹介予約や結果についての連絡・報告を医療機関との間で行うのみでなく、必要に応じて市町村・保健所・他の関連機関などと情報の交換を行なうことが出来る。この窓口を通して次の母子保健業を計画し、一部を本年度開始している。

#### ○ 地域母子保健活動に関するもの

- (1) ハイリスク乳幼児の管理指導
- (2) 保健所二次検診の企画・実施
- (3) 遺伝相談センター事業
- (4) 予防接種センター事業
- (5) 保健情報センター事業
- (6) 関連職種に対する研修

#### ○ 小児医療情報の集中管理に関するもの

- (1) 新生児救急医療情報
- (2) 先天異常モニタリング
- (3) 小児がん登録管理
- (4) 学校検尿センター事業
- (5) 先天代謝異常の登録管理
- (6) 難病特定疾患の登録管理

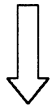
これらの事業は保健行政機関の活動を補完する意味で重要であり、県立こども病院の事業として最も適するものと思われ、さらに地域医療システムと母子保健管理システムとが別個に機能していた嫌いがあるが、県立こども病院が両者の結合に大いに役立つと考えられる。

### 4. 結 語

母子保健事業の対人保健サービス部門が将来市町村に移管されるとしても、保健所において担当すべき部分は残す必要があることは、老人保健法の例からも明らかである。この場合やはり保健所では二次的な性格をもった事業を担当することが望ましく、たとえば健診後の二次検診とその連絡調整或いは障害児や難病特定疾患などの登録管理とその指導などが対象となろう。この場合保健所の後衛的施設として、たとえば精神における精神衛生センターのごとく、母子においては県立こども病院のような施設の存在が効果を高めるものと思慮する。



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

母子保健法の制定以来 20 年を経過したが、その間に種々の関係施策が実施され、効果を上げてきた。しかし地域においてはなお多くの課題をかかえ、もう一步の踏みこみが出来ない状況が見られる。本県の場合も、一通りの施策は整備されているものの、内容においては更に検討を要するものが少なくない。特に課題とされる点は、県内各地域間の格差を縮少することと、健診・指導・治療に関する体系の確立であると思われる。昨年度の本研究結果を基礎にして、サービス内容の向上に関する本年度成果を報告する。